信楽高原鐵道株式会社　広告掲載基準

平成２７年１０月　１日

（趣旨）

第1条 この基準は、信楽高原鐵道株式会社広告掲載要綱（平成２７年１０月　１日）第３条第２項の規定に基づき、広告掲載に係る基準を定めるものとする。

（広告を掲載しない業種又は事業者）

第２条 次の各号に掲げる業種又は事業主の広告は掲載しない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23 年法律第122 号）第２条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業並びにこれらに類似する業種

(2) 消費者金融

(3) たばこ

(4) ギャンブルに係るもの

(5) 社会問題を起こしている業種や事業者

(6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設

(7) 興信所・探偵事務所等

(8) 民事再生法（平成11 年法律第225 号）又は会社更生法（平成14 年法律第154 号）による再生又は更正の手続中の事業者

(9 ) 各種法令に違反しているもの

(10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされないもの

(11) 暴力団及び暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のあるもの

(12) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する規制等に関する法律（平成15 年法律第83 号）に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの

(13)その他社有財産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないと認められるもの

（掲載基準）

第３条 次に掲げるもののうち、そのいずれかに該当するものは、広告媒体に掲載することができない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの。

(2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はその恐れのあるもの。

(3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの。

(4) 政治性のあるもの。

(5) 宗教性があるもの。

(6) 社会問題についての主義主張。

(7) 個人又は法人の名刺広告

(8) 美観風致を害するおそれがあるもの。

(9) 内容又は責任の所在が不明確なもの。

(10) 虚偽の内容又は事実と異なる内容を含むもの、事実を誤認するおそれがあるものなど、消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの。

(11) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの。

(12) その他市有資産の性質等に照らし広告を掲載することが適当でないと認められるもの。

（個別の基準）

第4条 第２条から前条に定める基準のほか、広告媒体の性質に応じた個別の基準は、信楽高原鐵道株式会社が必要に応じて定めるものとする。

（掲載基準の適用）

第5条 前条に定める掲載基準の適用については、広告ごとに具体的に判断し、当該広告の全部又は一部について修正、削除等を行うことにより、広告を掲載することができると認められる場合は、広告主に修正、削除等を求めることとする。